

広報

佐那河内

題字：山根玉峰(佐那河内村 第一号名誉村民)

2024 July / No.616

7月号

佐那河内村広報誌

令和6年7月15日発行



さち香る 風の谷



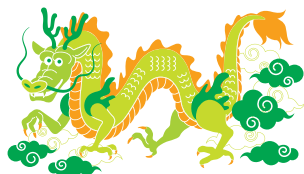
SANAGUCHISON

嵯峨天一神社に緑の竜！

村民のみなさんから、嵯峨天一神社境内にある、大木が昇り竜を形成しているとの声をいただきました。

枝木が竜の髭や腕のようになっていたり、葉が覆い茂り鱗のようになっていたり、木全体で細部にわたり竜を形成しているようでした。

令和6年は干支が辰年ということもあり、縁起がよいのかもしれませんが。



6.10 [月曜日]

小学校5年生が田植え体験！

佐那河内小学校5年生が、総合的な学習の時間に田植えを体験しました。

小学校5年生は農家のみなさんに手で苗を植える方法について指導を受け、田んぼに張られたロープに沿って苗の本数を1本1本数えながら、ていねいに苗を植えていきました。

秋には稲刈りの体験も行われる予定です。



6.17 [月曜日]

プール開き

「冷たくて気持ちいい」「先生、泳げたよ」プールから子どもたちのはじける楽しそうな声が聞こえてきます。

今年度のプール開きが行われ、水遊び・水泳学習がスタートしました。小学生も中学生も楽しみにしてる学習です。これから約1か月間、それぞれの目標に向かって学習に取り組みます。

梅雨シーズンにはいったので、快晴のもとでの学習はなかなかできないと思いますが、安全に気を付けて、今しかできない学習を楽しんでほしいです。



6.20 [木曜日]

村立公民館主催「ゲートボール大会」を開催

村立公民館主催のゲートボール大会を桜集会所で開催しました。村内ゲートボール部の3チームに公民館チームを加えた4チームで総当たりの大会を行い「高樋チーム」が優勝、仁井田の「桜チーム」が準優勝という結果でした。

当日は天候に恵まれ、競技をとおしてたくさんの会話と笑顔が生まれ、楽しい時間となりました。



6.23 [日曜日]

大川原草刈り作業へのご協力、ありがとうございました

本格的なあじさいの開花を迎える前に、大川原高原あじさい園の草刈り作業を行いました。当日は、公民館役員・運営委員のみなさまをはじめ、村民のみなさま、四電エンジニアリング(株)ならびに(株)ユーラスエナジーホールディングスのみなさまにもご参加をいただき、約60人での作業となりました。

あじさい園は村の誇る観光地のひとつとして、たくさんの人のご協力により整備されています。今回もたいへん綺麗になりました。早朝よりご参加いただき、ありがとうございました。



6.26 [水曜日]

サツマイモの苗さし

つき、ほし、やまぐみ(5～3歳児)が老人会の喜楽会と中央元気クラブのみなさん(13人)と一緒にサツマイモの苗さしをしました。

久しぶりの交流でもあり、老人会のみなさんも待ちきれず朝早くから保育所に来ていました。園児たちも、そのテキパキした作業に関心の目でみつづけていました。

最後に記念写真を撮り、「ありがとうございます。また来てね。」とお礼のことばを言いました。サツマイモさん。早く大きくなってね。



徳島新聞を未購読の人に 「広報佐那河内」を無料でお届けします

村では、村内にお住まいの徳島新聞未購読世帯を対象に「広報佐那河内」を無料でお届けしています。

お近くに徳島新聞未購読世帯がいらっしゃる場合には、周知していただけると幸いです。

お届けを希望する人は、企画政策課までご連絡ください。



久米忠秋さんが人権擁護委員に委嘱されました



本村の人権擁護委員 前河洋次さんの退任に伴い、令和6年7月1日付けで、新たに久米忠秋さん(一ノ瀬)が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されましたのでお知らせします。

退任されました前河洋次さんは、令和3年から令和6年まで、1期3年にわたり人権擁護活動にご尽力をいただきました。長い間、お疲れさまでした。

人権擁護委員は、地域のみなさんから人権相談

を受けたり、人権思想を広める活動を行うため、法務大臣から委嘱され、村では3人の人権擁護委員が活動をされています。

いじめ、差別、嫌がらせなど人権に関する問題でお困りの場合は、ひとりで悩まずご相談ください。

○村の人権擁護委員

平岡都志子さん(平 間)【令和4年7月1日委嘱】

松尾亜佳理さん(大田原)【令和4年7月1日委嘱】

久米 忠秋さん(一ノ瀬)【令和6年7月1日委嘱】



クーちゃん

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月8日月2種類同時発売!

発売期間 7/8月~8/8日

抽せん日 8/23日

公益財団法人徳島県市町村振興協会

各1枚 300円

令和6年第2回定例会は、6月6日(木)開会され、令和6年度各会計専決承認案件7件、補正予算案件4件、条例案件3件、契約案件1件、単行案件1件、報告案件1件の合わせて17件の審議を行い、原案どおり承認、可決、受理し、6月14日(金)に閉会しました。

現在の取り組み 状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

ドローンを活用した新スマート物流実装業務に関する監査結果の勧告に基づく措置

4月12日(金)に監査委員から、業務が継続されるよう追加の契約などを行うか、減額精算、返金を求めるなどの対策を講じることとの勧告がありました。このたび受託事業者との協議が整い、委託金額4,995万5,000円に対し、2,541万4,857円の返還を受けました。

勧告で求められた措置ができたため、5月31日(金)付で監査委員に通知をしました。

この事業についてはできるだけ早期に村民向けの説明会を開催したいと考えています。

熱中症対策

国では、気候変動適応法の改正により、過去に例のない広域的な危険な暑さが想定される場合に、熱中症特別警戒アラートを発表することになりました。熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、あらかじめ指定したクーリングシェルターを開放することになり、村では役場庁舎および消防センターの建物の一部をクーリングシェルターに指定し、発表時には開放します。

带状疱疹予防接種

本年度から带状疱疹予防接種費用に対する補助をはじめ、現在まで5人の申請をいただいています。带状疱疹は、発症すると疼痛を伴う皮膚の症状だけでなく、带状疱疹後神経痛や視力低下、難聴、顔面神経麻痺などが生ずることもあります。健康保持増進のため、積極にご活用ください。

村の主要事業

①「しごと・雇用を創出する」

令和5年度から、さくらももちご栽培振興プロジェクトの一環として、佐那のいちご塾生が地域おこし協力隊として就任しています。令和6年度は第2期生の3人がいちご塾生となりました。また来年度の第3期生の応募も開始していて、おとし地域おこしを開催し、県内外から3人の参加をいただき、収穫体験、新規就農者との交流会、施設見学などを行いました。

②「新しいひとの流れをつくる」

宅地造成事業として、中尾谷地区の1区画、D号地の造成が完成したことを受け、村内向けに先行予約の受付を行ったところ、即ご予約をいただきました。村内外から多くのお問い合わせをいただいていますので、7区画を有するB号地、C号地についても、できるだけ速やかに工事を行い、造成を完了できるよう努力します。

国道438号上八万バイパス—ノ瀬工区については、令和6年1月に

トンネルの起工式が行われ、4月に第2トンネルの掘削が完了し、貫通しました。5月には一ノ瀬トンネル工事現場見学会が開催され、地元の人や佐那河内中学校の生徒も見学したと聞いています。国道438号一ノ瀬バイパスは、村民のみなさまの日常生活や物流の大動脈となる路線であり、一日も早い完成に向け、今後とも国や県と連携を継続していきます。

令和5年に引き続き自転車競技のさなごうち大川原高原ヒルクライム2024が、10月6日(日)に開催されます。募集人員は350人を予定し、6月1日(出)から7月31日(入)の間でエントリーを開始したところです。今大会は、昨年度の反省会でのご意見などから、メイン会場でのイベント充実などを図り、無事故で大会を終えるよう努力していきたいと思っています。

ヒルトップハウス1階トイレのバリアフリー化については、先般完了検査を行ったところで、大川原高原広場の公衆トイレ、休憩所についても、あじさい祭り開催前の完成をめざし、工事を進めています。

あじさい市主催である、あじさい祭りは7月7日(日)開催とのことであり、村としても協力、支援を行っていきたく考えています。また、今年は星空観望会を夏休み期間中を中心に5回程度開催する予定で準備を進めています。

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

令和6年4月から、学校給食の無償化を実施しています。子育て世帯の支援として、保護者の負担軽減を図りつつ、地産地消の安心安全な給食を維持し、行事食や季節感を献立に取り入れるなど、質の高い給食を提供しています。

保育料無料化および保育所改修工事については、令和6年度より0歳児から2歳児の保育料を無料化し、保育料の完全無料化を実現しています。また、保育所入り口周辺工事の設計業務が令和5年度に完了し、今後7、8月の工事施工に向け、発注を進めていきます。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

阿波学会による総合学術調査が2年目を迎えたことから、4月に中間発表会を開催し、各調査班には現時点での取りまとめ状況を報告いただきました。令和7年3月には最終報告会ならびに調査報告書である阿波学会紀要が刊行されます。

村に残る文化資産を披露するため、5月に荒井賢治先生寄贈作品展「ふる里に抱かれて」を開催し、1,100人を超える人々に観覧いただきました。

8月5日(月)からは名誉村民である、山根玉峰先生が今年で生誕100年を迎えられることから、生誕100周年記念の作品展を開催します。昨年度の展覧会で公開できなかった作品を中心に、先生の生誕100年を記念する事業とします。

また、村史編纂事業についても、8人の委員から成る編集委員会を5月に発足しました。今後、資料調査を重ねながら、しっかりと村の歩みを見直して、後世に語り継げる村史を編纂します。

専決承認案件

議案第21号(専決第1号)令和5年度佐那河内村一般会計補正予算(第6号)にかかる専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ1億1,906万円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億624万円とするもの。

議案第22号(専決第2号)令和5年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)にかかる専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ5,877万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,869万4千円とするもの。

議案第23号(専決第3号)令和5年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)にかかる専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ855万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8,702万3千円とするもの。

議案第24号(専決第4号)令和5年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)にかかる専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ131万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,288万5千円とするもの。

議案第25号(専決第5号)令和5年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)にかかる専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ780万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,765万円とするもの。

議案第26号(専決第6号)佐那河内村税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について

地方税法等の改正に伴い、固定資産税特定バイオマス発電設備のわがまち特例の追加及び土地の価格や住

宅等に係る固定資産税の特例の延長などについて改正を行うもの。

議案第27号(専決第7号)佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について

令和6年度税制改正大綱において国民健康保険税における負担の公平性を図るため、軽減措置の拡充と課税限度額の引き上げが盛り込まれたことに伴い改正するもの。

補正予算案件

議案第28号 令和6年度佐那河内村一般会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ1億2,710万円を増額し、歳入歳出予算の総額を32億10万円とするもの。

償還金、物価高騰対策給付金、施設等整備事業工事などを増額するもの。

議案第29号 令和6年度佐那河内村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

収益的収入及び支出それぞれ621万円を増額し、事業収益を1億280万3千円、事業費用を1億163万7千円とするもの。

議案第30号 令和6年度佐那河内村農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について

収益的収入及び支出それぞれ680万円を増額し、事業収益を1億1,615万3千円、事業費用を1億1,585万9千円とするもの。

議案第31号 令和6年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億1,595万5千円とするもの。

条例案件

議案第 32 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

過去の条例附則の改正に誤りがあったため、訂正を行うもの。

議案第 33 号 佐那河内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 34 号 佐那河内村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護保険に関する省令の改正により地域包括支援センター運営協議会の定義を規定する箇所が移動したため、条例中の当該定義規定を引用している箇所の改正を行うもの。

契約案件

議案第 35 号 R6 過疎佐那河内村旧庁舎解体工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格 5,000 万円以上の工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるもの。

単行案件

議案第 36 号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

徳島県市町村総合事務組合において共同処理する事務に森林環境税を追加するため、徳島県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求める

もの。

報告

報告第 1 号 令和 5 年度佐那河内村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度会計に係る繰越計算書を報告するもの。

一般質問

井開 一文 議員

1 職場環境の構築について

- 質** ①働きやすい職場づくりに
ついて
②職員の健康管理、健康課題の克服について

答 ①近年の働き方は、仕事と生活のバランスが取れた状態、いわゆるワーク・ライフ・バランスが実現された社会が求められ、働きやすい職場づくりを実現するため、労働環境の改善、柔軟な働き方の導入、キャリア支援、良好なコミュニケーションの促進などの取り組みを行っています。

労働環境の改善については、衛生委員会による職場巡視を行い、職場の設備や作業スペースなどの改善に向けての取り組みや、定期健康診断、ストレスチェックなどの取り組みを実施しています。

柔軟な働き方の導入として、職員のライフサイクルに合わせた柔軟な働き方を実現するため、育児短時間勤務や定年前再任用短時間勤務などの制度を導入しています。また、病気休暇、子の看護休暇、介護休暇、介護時間休暇などを職員の勤務時間や休暇制度について柔軟に対応できるよう導入しています。

キャリア支援については、業務における専門的なスキルや知識を習得するため、徳島県自治研修センターでの役職ごとの研修や各業務ごとの専門研修などを活用しています。また、徳島滞納整理機構などへの職員派遣のほか、消費者庁や徳島県へ研修生として積極的に職員を派遣することにより、人材育成にも取り組んでいます。

良好なコミュニケーションの促進については、日頃より日常的なコミュニケーションを通じて管理職や上司が部下の悩みやストレスを早期に察知し、適切な対応が行えるように努めています。

本村では佐那河内村職員のハラスメントの防止等の規程を設け、ハラスメントに起因する問題が生じた場合、4 人の相談員を配置し、相談体制を整えるとともに、職員を対象としたハラスメントに関する研修を定期的実施するなど、取り組みを進めています。

②保健師の総務課への異動については、1 点目として、保健師としてこれまで培ってきた知識やノウハウを活かして、快適な職場環境づくり、職員の健康管理や衛生委員会の取り組みなどの促進を図るためです。2 点目は、本村は小規模自治体であることから、保健師として採用されてもいずれば管理職などとして保健師業務以外の事務事業への経験や知識などを求められることから、人材育成を目的に専門職業業務以外の知識や能力の習得、幅広い経験として研鑽を積んでいただくためです。

このようなことから、業務が多忙なところですが、産業医との連携を深めながら、職員が心身ともに健康で働きやすい職場づくりに向け、取り組んでいきます。

平岡 淳 議員

1 タクシーの廃業について

質 ① 神山町との違いをどのように考えるのか。

② 現在の補助体制は充分か。

③ タクシーを今後どのようにするのか。

答 ① 神山町では町内3社のタクシー事業者の協力によりサービスが維持されていますが、本村では1社でサービスが維持されています。サービス内容の拡充を図るためには、受皿となる事業者の人員体制や人口規模による需要量の関係、地理的条件の違いによる住民の行動態様などを十分に見極めたうえで対応していく必要があると考えています。

② 現在、村で実施しているタクシー運賃助成事業の利用者負担額は、タクシーの利用料金に応じて助成額を計算する方式を採用していて、利用料金が4,000円までは半額以下の負担で利用することができ、他の市町で実施されている同様の事業と比較しても手厚い内容ではないかと考えています。また、1冊20枚つづりの助成券を令和5年度からは交付冊数の上限を最高4冊までに拡充し、ご利用のみなさまの負担軽減に努めてきたところです。今後も外出支援を必要とするみなさまの利用しやすい事業となるよう、利用されるみなさまや事業者のご意見などを踏まえながら、随時必要な見直しを行っていきたくと考えています。

③ タクシーについては、移動手段を持たれていないみなさまをはじめ、一般のみなさまも自動車で出かけることが不都合な場合に自宅から目的地まで移動ができる利便性の高い公共交通サービスの一つであると考えています。そして、村内のタクシー

事業者から廃業の意向をおうかがいしているため、これまでタクシーを利用し実施している事業の継続と、タクシーを必要とされている村民のみなさまの移動手段の確保が図られるよう、現在、近隣のタクシー事業者との間で村内での事業展開について協議を進めているところです。

村は、ご協力いただける事業者に対して、可能な範囲で必要な支援を行い、村内の公共交通サービスの維持に向けて精いっぱい努力していきたくと考えています。

2 ドローンによるスマート物流について

質 ① 弁護士費用は誰が支払うのか。

② この件について常会を訪問して陳謝して説明をするつもりはあるのか。

③ 今後の計画(本年、来年)をどのように考えるのか。

④ 村長の責任と職員の処分について

答 ① 本案件に対する今回の訴訟は村に対するものですので、村が支出をします。

② できるだけ早い時期に村民向けの説明会を開催したいと考えています。

③ 現在、株式会社ネクストデリバリー側と協議を行っているところです。

④ ドローンを活用した新スマート物流実装業務委託については、これまで村議会定例会や全員協議会などのほか、広報紙などによって議員および住民のみなさまに説明し、その際寄せられた質問については、その時点で可能な範囲で回答、説明をしました。このたびの訴訟については、現在係争中ですので、村長の責任および職員の処分については、裁

判所の判断が示されていませんので、お答えを控えさせていただきます。

3 ヒルクライムについて

質 ① 職員は全員休日出勤手当を貰い村民はボランティアこれをどう思うのか。

② 県南のトライアスロンとの違いをどう考えるのか。

③ 住民に受け入れられているのか。

④ 今後共こういう施策を続けるのか。

答 ① 大会の準備、運営などについては、大会関係者や住民のみなさまのお手伝いに加え、大会が計画に沿って安全に運営されるよう、ふだんからさまざまなイベントに携わっている村職員が競技進行や走路監視などの責任者として大会に関わることが必要であると判断し、勤務させたものです。なお、職員の勤務については、関係条例、規則などの規定に基づき週休日の振替や時間外勤務手当の支給により対応しました。

② トライアスロンは水泳、自転車ロードレース、長距離走の3種目をこの順番で連続して行う耐久競技であり、1974年にアメリカで初開催された比較的新しいスポーツです。一方、ヒルクライムは上り坂競技のことで、自転車では山や峠などの坂道を走ることです。大川原高原ヒルクライムは佐那河内村の豊かな自然のPRならびに大川原高原の景観整備および保全、地域産業の活性化、交流人口の拡大を図るとともに、大会を通じてジュニア層の育成、体力の向上および大会参加者の健康増進を図ることを目的に開催します。

また、本年の大会ではさまざまな補助金を活用し、自転車競技費用の

みならず、大会に関連する簡素な道路整備なども行い、この大会を開催することによる村への間接的還元も図ります。県南のトライアスロンについては他地域で開催されている競技であり、その具体的要項などはわかりませんが、県内外より多くの人が参加されるとかかっています。

③令和5年度、大会終了後に開催した実行委員会では、村内29団体中27団体より、次年度も開催すべきとの回答をいただき、おおむね受け入れられているものと考えています。

④今後とも村の活性化に有効と思える施策については、積極的に講じていきたいと考えています。

藤本 忠 議員

1 インフラ整備について

質

①小松島佐那河内線（大久保峠バイパスを含む）拡張整備に向けて、近隣自治体と協力し期成同盟会を立ち上げてはどうか。

②今年の4月から、水道行政が厚生労働省より全般的な部分を国土交通省に、水質に関する業務を環境省に移管されたことで、村でも産業環境課と建設課が連携をとり上下水道事業に取り組むべきだと考えるが。

答

①主要地方道小松島佐那河内線の整備は地域産業の振興を図るために、往来する車両の利便性の向上や救命救急搬送における緊急車両の効率的かつ円滑な走行、さらには南海・東南海トラフ地震をはじめとする災害時における緊急輸送路の確保のために急務です。

そのため主要地方道小松島佐那河内線の早期道路整備を強力かつ着実に推し進めていくことを目的に期成同盟会を設立することは、地域の交

通インフラ整備を推進するために重要な役割を果たすと考えられ、関係市町村の自治体と議会が一体となって活動することで、より効果的な道路整備が実現し、地域全体の安心安全な生活や発展に寄与することが期待されます。

まずは村として、この主要地方道沿線の各市、また国道438号などを経由しての利用が考えられる各町などの近隣市町へ期成同盟会設立の目的や役割などを説明し、参加同意への働きかけを行っていきたいと考え、引き続き議員のみなさまにもご協力をよろしくお願いします。

②現在、村では産業環境課が簡易水道事業および農業集落排水事業を行っていますが、道路内に埋設している水道管などの更新を行う際には、国道、県道であれば徳島県東部整備局と、村道であれば村の建設課と復旧工法の検討や通行止め対策などについて協議を行うなど、現在連携を図っています。

特に村道の工事では、道路の舗装工事の後、水道管理設のため、また掘り返すなどという経費も時間も無駄になるようなことがないように、今後も建設課と連携を密にしていきたいです。

2 村の安心・安全の強化について

質

①過去の災害や他の地域・他国から学び、佐那河内村独自の取り組みを創ってはどううか。

②自主防犯ボランティア団体への青色回転灯自家用車の導入を村が後押しをしてはどうか。

答

①阪神・淡路大震災や東日本大震災、このたびの能登半島地震や台湾東部地震など、こうした災害から得た教訓や取り組みの成果

は災害経験が少ない自治体にとって、地震発生時を想定し、さまざまな対策や準備を進めるうえで重要であり参考になることから、過去の取り組み、事例からの学びや活用などのほか、デジタル技術を活用するなど多角的なアプローチで防災力を高めていくよう努めます。

本村のような小規模自治体が独自に行う災害対策は、多様な方法と地域特性に応じた柔軟な対応が求められます。特に行政と住民や消防団と住民が身近な存在であることから、今後スマートフォンアプリを活用した、関係者からのリアルタイムの情報収集や情報共有のほか、避難誘導への利活用などについて検討を進めたいと考えています。

②青色回転灯自家用車の導入については、法的な規制や運用ルールの遵守が求められ、道路交通法では特定条件下でのみ青色回転灯の使用が許可され、不適切な使用は罰則の対象となるため、明確なガイドラインを設ける必要があります。また、地域住民や関係機関との連携を強化し、適切な運用が行われるよう監視体制を整えることも重要と考えています。

費用面では、青色回転灯を新たに購入、導入するには、車両の購入費用や維持管理費用が発生し、補助金制度の活用など多角的な視点から検討する必要があります。

本村でも、犯罪抑止効果や地域住民の安心感の向上、防犯活動の可視化などを図るためにも、防犯パトロールを実施する団体が継続的に活動できるよう、青色回転灯や必要物品の購入など、活動を行うための支援を前向きに検討したいと考えています。

3 稼ぐ佐那河内・稼げる佐那河内について

質

①村独自の公民連携事業を立ち上げてはどうか。

②四季折々の花がいっぱいある魅力的な村づくりをしてはどうか。

③観光地として、トイレ設備は必要不可欠であると考えが徳円寺のトイレの改修工事を行ってはどうか。

答

①地域の生活や暮らしを守り、地域に伝わるなりわい、暮らし、文化、景観、コミュニティーを将来の世代につなぐことを目的に、平成29年に一般財団法人さなごうちを設立しました。移住、商業施設、ふるさと産品開発、企業継業支援などを行っていますが、これも行政のみでは対応しきれない事業を担っており、広義的には本村での公民連携の一つの事例になると考えています。

今後はより一層、稼ぐ佐那河内、稼げる佐那河内につながる独自の事業の構築を、多方面からご意見をいただきながら積極的に進めたいと考えています。そして、本村のさまざまな行政分野に企業、大学などの技術やノウハウなどを取り入れて連携するとともに、村民のみなさまにアイデアなどいただきながら、新しい取り組みを行うことでこれまで以上の村民サービスの向上や地域の活性化など、新しい価値の創造をめざしたいと考えています。

②新ものがたり創出事業の村の景観づくりの取り組みとして、令和5年2月に庁舎国道側ののり面ヘジンダイアケボノという桜の苗木を植樹しました。本年度は庁舎北側および西側ののり面への桜の植樹を計画しています。

また、村では耕作放棄土地対策事

業として、農作物を作付しなくなった田畑で、地域のみなさまが花を栽培する場合に、種子代に対して補助をする制度を設けています。その他、国道、県道、村道沿いなどの景観づくりとしては、村民のみなさまにご協力をいただき、村づくり住民活動事業を取り組みいただければと思います。いずれも相談いただけましたら対応したいと思います。

また、村が苗木を提供し、民家の庭先などに植樹するような取り組みができないか検討し、本年度、新ものがたり創出事業の景観デザイン部会にはかりたいと考えています。

③徳円寺の公衆トイレは、平成9年度に整備され、外観などにも少々の傷みが認められるようになってきました。

女子トイレの扉については、先日修理を終えたところです。また男子トイレ、身体障害者用トイレの器具の故障は修理の依頼をしています。

トイレに使用する水の水源の草木や枯れ葉などの除去は、検討が必要かと思いますが、今のところ使用に大きな不具合はないものと思っています。

大規模な改修工事を行うことは難しいと思いますが、これまで同様、故障した部分を速やかに修理するなど、必要最低限の管理をしたいと思っています。

大川原高原のトイレは、令和5年度より改修工事を行い、ヒルトップハウス2階のトイレは昨年度工事が完了し、1階のトイレは先日竣工検査が完了しました。また、高原広場の公衆トイレは、7月上旬の完成に向け、現在工事を行っています。

観光地での公衆トイレの整備については、訪れた観光客が快適に過ごしていただくために必要不可欠の整備だと考え、今後とも適切な対策を

講じたいと思います。

4 農業振興について

質

①村の基幹産業である農業、従事者の負担軽減、また若い世代に従事してもらえるためにも、スマート農業(ロボット・AI・IOTなど活用する農業)や機械化に向けた補助を行ってはどうか。

②野焼き(野外焼却)は、例外的に認められているが、あまり良くないということであれば、チップの補助を行ってはどうか。

答

①村では、佐那河内村強い農業づくり補助事業として、農業者の組織する団体に対し、後継者・担い手問題の改善や生産労働力軽減への取り組みなどに対する補助制度があります。

県の制度では、農山漁村未来創造事業により市町村または農林漁業者などで組織する団体への補助があります。この事業は、農林水産業用機械・施設などの導入整備に要する経費に活用できます。

国の制度でも、農地利用効率化支援交付金として、新たな技術を活用した農業用機械などの購入による労働力不足の解消等の取り組みに対して補助メニューがあります。採択要件がありますが、個人で利用できる有効な補助事業です。また、農業者などが行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換などに対し支援される産地生産基盤パワーアップ事業やスマート農業の推進を目的とした強い農業づくり総合支援交付金があります。

このように、村をはじめ国・県での様々な補助制度がありますが、制度活用には要件がありますので、スマート農業や機械化を検討される人はぜひご相談いただきたいと思います。

す。村としても、スマート農業や機械化などにより農業後継者の確保が図れるよう支援していきます。

②村では、チップ購入に特化した補助メニューはありませんが、佐那河内村強い農業づくり事業により生産者団体などへ共同利用機械購入の経費を一部補助することが可能であると考えています。JA生産部会または関係団体などにより、チップを購入される場合は産業環境課まで相談いただければご支援できると思います。

伊藤 明子 議員

1 追上駐車場のゴミ収集場について

質 ①追上駐車場の施設の屋根などの整備をしてはどうか。

答 ①以前は屋根と川側の北面のみの壁を設置していました。ごみ出しの際に、少し強い風が吹くとごみが散乱し、川まで飛んでいくということがよくあったと聞いています。ごみの散乱を防ぐため令和2年度に西側に壁を設置し、令和3年度には東側の壁を設置しました。また、令和5年度には人感センサー付きの照明設備を設置し、夜間でも安全にごみ出しができるよう整備しています。

施設の屋根の整備については、屋根の構造的な部分などを考慮して検討していきたいと思います。また区切りについても同様で、現地をよく確認し、検討材料の一つとしたいと思っています。

2 水源地までの道路について

質 ①水源地へ行く道が危険であるため、整備をしてはどうか。

答 ①落石防止対策として今年度から緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止するため、特に緊急に実施する必要がある道路への防災として実施する村単独事業である緊急自然災害防止対策事業の実施を予定しています。この事業により、道路防災として道路のり面の落石および土砂災害防止対策や道路施設の予防保全のための対策を行いたいと考えています。

しかし、道路幅員を広げる改良整備を実施するには山側の勾配がきつく、園瀬川が並行しているため現道の幅員が狭いことから工法的に非常に難しく、多大な費用が必要と想定されることから、財源に有利な補助事業や起債事業を有効に活用しながら、限られた予算の範囲内ですが、対策箇所を慎重に調査検討して工事を行い、まずは日常の点検や路面清掃、舗装修繕などの維持管理を行っていくことにご理解いただきますようよろしくお願いします。

石本 哲也 議員

1 簡易水道事業・集落排水事業について

質 ①会計の体系が変わったが問題はないか。

②老朽化対策の進捗状況はどうか。

答 ①公営企業会計のメリットは、発生主義、複式簿記による企業会計方式を採用することで、財務状況が明確になり透明性が向上します。また、収支の状況を正確に把握できるため、効率的な経営管理が可能となることが挙げられます。

一方、地方公営企業法の適用により、議案、決算、資金管理等が新たに公営企業の業務となり負担が増えましたが、業務を効率化することで対応しています。さらには、条例、

規則、会計方式、事務の改変など、昨年までの事務処理方法からの変更が多岐にわたるため、関係職員の一層の業務理解に努めています。

このように、本年4月からの運用開始後、両事業とも現在法適用による大きなトラブルは発生していません。引き続き適正な公営企業会計の運用に努めます。

②簡易水道事業については、令和5年度策定した佐那河内村簡易水道管路更新基本計画に基づき、導水管、送水管および配水管の基幹管路を優先し、緊急避難場所や防災拠点施設への重要路線や漏水の多い路線、地震に弱い継ぎ手構造の路線を計画的に更新します。

スケジュールとしては、今年度が1年目であり、嵯峨・下地区簡易水道の導水管部分の更新工事を行います。さらに2年目の更新工事、施工予定箇所の測量設計業務を今年度中に実施し、令和7年度早々に工事着手できるよう準備を進めます。

水道の耐震化計画等策定指針では、耐震化計画の計画期間は10年程度を基本としています。今後10年間で、管路更新計画により選定した管路線の更新工事を行う予定です。

農業集落排水施設では、令和7年度に維持管理適正化計画が策定できるよう、今年度国へ策定費用の補助について要望を行います。その後、有利な補助対象となり得る農村整備事業により改修などを行っていきたいと考えています。

2 鳥獣害対策について

質 ①狩猟者の努力は理解しているが、鹿の個体数は増えているように思う。早期にジビエ肉加工施設を思うが、計画はどうなっているか。

②この季節、田植えと共に鹿除けのネットなどが田んぼに張り巡らされているが、離農者増加の原因とも思える。村としてもっと思い切った対策を打つべきと思うがどうか

答 ①村では昨年度、豚熱の影響等でイノシシの捕獲は少なかったものの、鹿の捕獲は200頭を超える実績がありました。捕獲した鹿、イノシシは、現在その多くを自己埋設および有害捕獲鳥獣処理施設で処理していますが、最近では野生動物は里山の資源という側面が注目され、捕獲した個体を無駄にすることがないようにジビエとしての利活用が全国的に図られているところです。

本村でも、今後さらに増加することが予想される捕獲個体の適切な処理を行う観点から、獣肉を利活用す

るために必要な施設の設備などを効果的、効率的に推進する必要があると考えています。

なお、施設の整備に係る本村のこれまでの取り組み状況から、まずは村民のみなさまにジビエ処理加工施設の現状を体験していただくことが不可欠であるという認識のもと、今後県内の施設の視察を行い、ご理解を深めていただくことが必要と考えています。

段階的に準備を進め、理解が得られたら、村民のみなさまに説明をし、事業を進めていきたいと考えています。

②村では、農家の経済的なご負担をできるだけ軽減することを目的に、個人用として電気柵、ワイヤーメッシュなどの購入補助を実施しています。

しかし、耕作面積が大きい場合な

どは、3戸以上の農家が共同で申請したら、佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会で実施している国費の補助事業が該当すると思いますので、今後広報紙などで周知していきたいと考えています。

防除だけでは被害を減少させることは難しく、捕獲にも力を入れていくとともに、そのために新規狩猟免許取得講習会を本村で開催するなど、現在、狩猟免許を取得するための対策を講じているところです。また、昨年度より阿波のわな名人戦を実施するなど、猟期期間での捕獲率の向上および捕獲技術の向上に努めています。

今後とも、有害鳥獣対策への有効と思われる施策を積極的に講じます。

議会行事出席報告

〈 〉 場所 ・ () 出席者

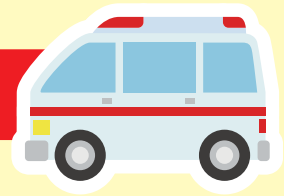
総務産業建設常任委員会	〈 議 員 室 〉	(石本委員長・平岡副委員長・瀧倉委員)
6月3日 議員協議会	〈 議 員 室 〉	(瀧倉議長ほか5人)
全員協議会	〈 役 場 〉	(瀧倉議長ほか5人)
6日 第2回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議	〈 議 場 ほか 〉	(瀧倉議長ほか5人)
11日 保育所・学校など訪問	〈保育所・小中学校〉	(瀧倉議長ほか5人)
13日 第2回佐那河内村議会定例会 一般質問	〈 議 場 〉	(瀧倉議長ほか5人)
14日 第2回佐那河内村議会定例会 表決・閉会	〈 議 場 〉	(瀧倉議長ほか5人)
19日 人権教育研究協議会総会	〈 役 場 〉	(瀧倉議長・藤本議員)
24日 例月出納検査	〈 監 査 室 〉	(前河監査委員・井開監査委員)
26日 山形県大石田町議会総務文教常任委員会行政視察来庁	〈 役 場 〉	(瀧倉議長)
小松島市外三町村衛生組合現金出納検査	〈 衛 生 組 合 〉	(石本議員)
27日 英語教育運営委員会	〈 役 場 〉	(藤本議員・伊藤議員)

南海トラフ地震臨時情報が発表されたら 何をすればいいの？

- 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、個々の状況に応じて避難などの防災対応を準備・開始し、今後の情報に注意してください。また、地震発生から最短2時間後に観測された異常な現象の調査結果が発表されます。政府や自治体からキーワード(巨大地震警戒、巨大地震注意または調査終了)に応じた防災対応が呼びかけられますので、それぞれの内容に応じた防災対応をとってください。
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、日ごろからの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できる準備をする必要があります。地震発生後の避難では間に合わない可能性のある人は1週間の事前避難を行う必要があります。
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、事前の避難は伴いませんが、日ごろからの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できる準備をしましょう。
- 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合は、地震の発生に注意しながら通常の生活を行ってください。ただし、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意してください。

地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2時間程度	- 日ごろからの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 - 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	日ごろからの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 
1週間(※)	日ごろからの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 	
2週間	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで



今回は
『どんな人が熱中症になりやすいの?』
などについてです。

Q 1 近年、熱中症がどんどん増えて
いるけれどどうして?

エアコンの普及など快適環境の追求に伴い、人間の体温調節能力が弱くなっていることが原因の一端とされています。さらには地球温暖化やヒートアイランド現象が加わり、新たな「災害」と言われるまでに増加しています。



Q 2 特に注意が必要な人は?

最も注意が必要なのは **お年寄りです。**

お年よりは若い人に比べ暑さを感じにくい、高温・多湿の熱中症にかかりやすい部屋で生活していることが多いからです。また『エアコンを適切に使用してください』と注意されても、冷えを嫌がったり節電意識が高いため冷房使用時間が短いことも一因といわれています。



次に注意が必要なのは **子どもです。**

子どもは大人に比べ、汗をかいて体温を下げるなどの体温調節能力が未発達なため、体温が上がりやすいためです。

特に幼児は大人より身長が低いため地面からの照り返しをより強く受けるため、外出時などは熱中症リスクが高まります。



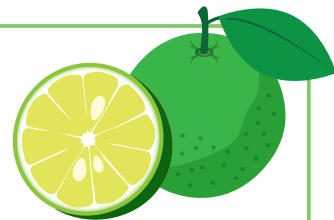
Q 3 その他に注意が必要な人は?

高血圧症、心疾患、糖尿病、腎臓病などの患者は熱中症にかかりやすいとされています。また太っている人、運動習慣がない人、暑さに慣れてない人も注意してください。

上記に該当しない人でも、二日酔い、睡眠不足、下痢、風邪気味という人も熱中症にかかりやすい状態ですから十分注意してください。

お問い合わせ ● 佐那河内村消防センター

すだち収穫作業の マッチング事業を行います



佐那河内村の特産である「すだち」の求人者(受入れ農家)と求職者(労働者)を募集し、結びつけるマッチング事業を行います。この機会に、ぜひ申し込みください。

求人者(受入れ農家)

- 具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件を明確にしてください。
 - 求人者(受入れ農家)の申し込み内容を求職者に公開し、求職者が求人者(受入れ農家)を選ぶことになります。
 - 選ばれた農家は面接を行い、条件が合えば雇っていただくことになります。
- ※現在の徳島の最低賃金は896円です。

求職者(労働者)

- **作業内容** すだちの収穫
- **作業場所** 佐那河内村内
- **勤務条件** 期間は8月から9月末頃までを想定しています。

具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件は、受入れ農家により異なります。

募集期間 9月12日(休)まで募集しますが、お早めにお申し込みください。

申込方法 求人者・求職者とも所定の用紙でお申し込みください。用紙は佐那河内村ホームページもしくは産業環境課に用意しています。不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

※注意事項 この事業によるマッチングは、求人者・求職者の応募状況などにより、すべてのご希望にそえない場合があります。

ご興味があればこちらをご利用ください！



村の無料職業紹介所とは別に、農業者が直接アルバイトを募集できるバイトアプリです。よろしければぜひご活用ください。



iOS 版



Android 版

1日農業バイトの仕組み

完全
無料



1日単位から農業で働きたい人と組合員(生産者)をつなぐスマートフォンアプリです。

お問い合わせ・お申し込み ● 産業環境課内佐那河内村無料職業紹介所

農業者年金に加入しよう

加入要件は3つだけ

60才未満

国民年金
第一号
被保険者

国民年金保険料納付免除者除く

年間60日以上
農業に従事

加入のメリット

- 保険料の全額・社会保険料控除など、税制面の優遇措置があります。
- 終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。

年金資金の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
修正総合 利回り (%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26	+4.75	+1.71	-2.08	+10.82	+2.39	-1.08	+9.85

平均運用利回り 年率で+3.05%

◆◆◆通常加入の場合◆◆◆

- 掛金月額2万円～6万7千円まで選べます。
- 1ヶ月からでも加入できます。

◆◆◆政策支援加入の場合◆◆◆ 要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者(※)	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(※)	6,000円 (3割)	—

- 20年の納付。
- 農業所得900万円以下。
- 左記の区分1～5のいずれかに該当する人。

* 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

※後継者：経営主の直系卑属である必要があります。

農地所有者のみまさまへ

農地パトロール(農地利用状況調査)・遊休農地調査を実施します

佐那河内村農業委員会では、優良農地を守るため、8月に村内の農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。この調査は、農地法第30条に基づくものです。また、遊休農地調査も同時に実施しています。農業委員が村内の農地を巡回して、農地を有効に利用しているか調査し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止に取り組んでいます。違反転用や遊休農地が確認された場合、管理指導などを行います。農業委員などが農地に立ち入って調査を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地の適正な管理をお願いします

遊休農地・荒廃農地は火事や病害虫の発生、鳥獣害、不法投棄などの原因になり、近隣への悪影響をおよぼしかねません。

また、農地法では「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と農地の権利を有する者の責務規定が設けられています。

除草、病害虫駆除などの農地の適正な管理をお願いします。

農地の賃借料情報について

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。

① 田(水稻)の部

締結(公告)された地域名		権 利 の 種 類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	基盤整備地域	賃 貸 借	12,200	14,500	8,300	4
		使 用 賃 借				3
	未整備地域	賃 貸 借	6,800	10,500	3,000	13
		使 用 賃 借				13

② 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名		権 利 の 種 類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	基盤整備地域	賃 貸 借	7,800	9,600	6,100	2
		使 用 賃 借				2
	未整備地域	賃 貸 借	7,900	19,400	5,000	14
		使 用 賃 借				12

② 畑(樹園地)の部

締結(公告)された地域名		権 利 の 種 類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域		賃 貸 借	12,500	21,000	8,300	12
		使 用 賃 借				9

※使用賃借……無償での賃借

- データ提供について
- 1) データ数は、集計に用いた筆数である。ただし、平均額を算出するうえで、例外的に突出した金額設定の賃借分は除くため、最高額・最低額・データ数のいずれも突出額を除いた数値にしている。
 - 2) 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、30kg当たり5,000円に換算している。
 - 3) 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
 - 4) 施設(ハウスなど)の賃借量は含まない。
 - 5) 水稻、普通畑、樹園地の基準については、登記地目ではなく、主となる作物で判断している。

お問い合わせ●産業環境課

自動音声の電話で未納料金を請求する詐欺に注意！

自動音声の電話がかかってきて、身に覚えのない未納料金を請求される特殊詐欺の電話が県内でも多発しています。実在する事業者の名称をかたって電話をかけ、特に最近では「NTT ファイナンス」をかたるケースが多くなっています。料金の請求のほか、氏名や生年月日などの個人情報聞き出す事例も見られます。

電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、すぐに通話を終了してください。

《被害防止のポイント》

- ・電話やメールなどでお金の話が出たり、支払いを要求された時には、必ず詐欺を疑ってください。
- ・非通知や知らない番号からの電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- ・不明な点がある場合は、事業者の本来の連絡先を自分で調べて、お問い合わせしてください。

◎ 不安を感じる場合は、悩まず消費生活センターや警察に相談を ◎

* 消費者ホットライン「188(いやや!)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

* 警察相談専用電話「#9110」

最寄りの警察の相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

ペットボトルごみの出し方についてのお願い

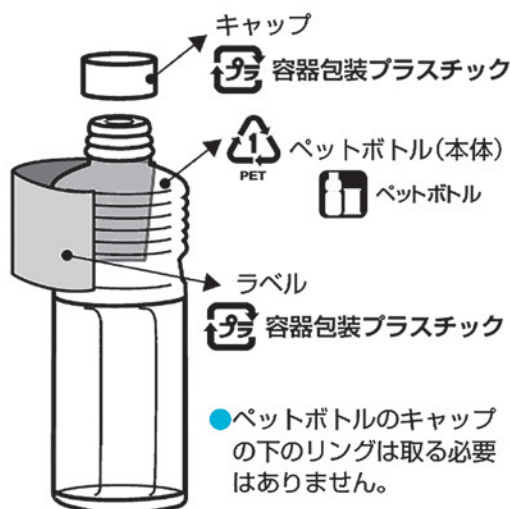
日ごろよりみなさまにご協力いただいている、ペットボトルの分別収集についてご連絡します。

ペットボトル本体は資源ゴミ集積場で回収していますが、キャップ・ラベルについてはプラスチックゴミとして追上集積場までお持ちいただくようお願いします。

- ・醤油、めんつゆなどでもPETのマークがついているものは出してください。
- ・使用後すぐに、洗浄して乾かしてから出してください。
- ・汚れが落ちない場合は、可燃ゴミに出してください。
- ・ペットボトルは貴重な、リサイクル資源です。ご協力よろしくお願いします。

なお、ビンのラベルは、処理過程で燃焼されるため取りにくいラベルは剥がさなくても構いません。

ビンの蓋はスチール製の物を「ビンなどの蓋」として資源ゴミ集積場で、プラスチック製の物は「プラスチックゴミ」として追上駐車場場で回収しています。また、割れたビンは「割れたガラス」として出してください。



お問い合わせ ● 産業環境課

ぐるぐるコンポストバッグ、竹パウダーの購入について

6月21日(金)にNPO 法人竹林再生会議の長池奉成代表理事を講師に招き、「竹パウダーコンポスト・竹パウダー農法の講習会」を開催しました。参加者からは「前回より詳しい話がきけてよかった」「肥料として竹パウダーをつかってみたい」などの感想がありました。

また、写真のぐるぐるコンポストバッグは竹パウダーを使って1日に300gほどの生ごみを処理することができ、小さいので置き場所を選ばず、庭がなくても使用することができます。従来からの生ごみ処理容器の補助金の活用ができるほか、今年度から基材である竹パウダーにも補助金の適用があるため、導入の際はご活用ください。

ぐるぐるコンポストバッグ、竹パウダーは村内で購入することができます。



講習会の様子



ぐるぐるコンポストバッグ

取扱店	取扱商品
(一財)さなごうち 新家 電話：636-4030	●ぐるぐるコンポストバッグ※1 ●竹パウダー
しゃくなげ市 電話：679-2115	●竹パウダー

※1 基材とのセット販売のみにになります。

※生ごみ処理容器・コンポスト基材の購入の補助金は、それぞれ購入した金額の2分の1以内(千円未満切り捨て)かつ、3,000円以内となります。詳しくは産業環境課までご相談ください。

地域おこし協力隊

こんにちは。佐那のいちご塾第2期生の佐々木達也(ささきたつや)です。

7月になり暑さが本格的になってきていますが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。私は佐那河内村での生活にようやく慣れてきましたが、暑さに対応できずにいます。出身地の徳島市から30分しか離れていないので暑さは違わないと思っていましたが、まだ慣れが必要です。

ところで、私は家族と休日にホテルを探しに行こうという話になり、みんなで夜、散歩してきました。佐那河内村に移住をする前に、近くにホテルがいるということは地域マップを参考にしていたのですが、実際にホテルがいるのかということはわからず、ホテル自体あまり目にしたことのない私にとっては、マップの情報すら半信半疑でした。ホテルが見えるかどうかわかりませんでしたが、見えなくてもとりあえず佐那河内村の夜星を見ながら散歩できた

らいいかと思い、以前にホテルがいるという話を聞いた農村公園から歩いて行ける距離の所に車を止め降りてみました。

すると、チラホラと緑の光が見えるではありませんか。家から少し移動しただけなのに、早くもホテルが見えたことに驚きました。これはもしやと農村公園に歩いて行くと、そこには今まで見たことがないほどのホテルが飛んでいました。一緒に行った子どもたちも「すごいなー!!」と目を輝かせホテルが飛んでいるようすを眺めていました。

徳島市内から30分、自然あふれる佐那河内村を堪能した夜でした。



定額減税をかたった詐欺にご注意ください！

●定額減税や給付金をかたった不審な電話やメールなどにご注意ください

国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。

定額減税については、国税庁(国税局、税務署を含みます)や徳島県・佐那河内村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報(銀行の口座番号や暗証番号など)をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。



銀行の口座情報を求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがありますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。

・心当たりのない電話があった場合・・・

絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。

・心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合・・・

メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除するようお願いします。

(e-Tax (国税電子申告・納税システム)から送信するメールには、原則としてURLを記載していません)



●不審な電話やSMSに関するお問い合わせ

不審な電話やSMS、被害の相談については、警察相談専用電話(「#9110」番)にお電話いただくか、お近くの警察本部または警察署にお問い合わせください。



児童扶養手当を受給しているみなさまへ

現 況 届

児童扶養手当の受給資格者は、**毎年8月1日から8月31日まで**に現況届を添付書類や証書とともに、提出する必要があります。

対象となる人には毎年7月下旬ごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。この届出によって手当の受給資格があるかどうかを審査し、手当額の決定を行います。

届出がないと、手当を受けることができません。また、期限を過ぎて提出されますと手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

現況届を2年間続けて提出されない場合、手当を受ける資格がなくなってしまうます。

なお、一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年、現況届の際に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を証明書類とともに提出してください。

児童扶養手当とは

対象者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童)を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める障がいのある児童
- (4) 父または母は生死不明な児童
- (5) 父または母が1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、公的年金(例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など)を受けている人(受けることができるようになった人も含みます。)については、年金の額に応じて、手当の額の一部が支給(額に応じてすべて支給停止の場合もあります。)されます。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

※上記の資格要件にあてはまる人は、健康福祉課まで申請をしてください。

児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者および扶養義務者(同居している請求者の父母兄弟姉妹など)の前年の所得(1月～6月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得)によって決まります。

所得制限限度額以上の所得がある場合は、資格認定されても手当は支給されません。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

〈令和6年4月1日現在〉

児童数	手当月額	
	全部支給の人	一部支給の人
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人	10,750円加算	10,740円～5,380円 加算
3人以上	1人につき 6,450円加算	1人につき 6,440円～3,230円加算

ひとり親を対象としたお仕事相談

ひとり親(児童扶養手当受給者)を対象として、ハローワークが仕事の出張相談を行います。児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひお越しください。

日 時 8月5日(月) 10:30～12:00

場 所 佐那河内村役場 小会議室2

お問い合わせ

ハローワーク徳島 電話622-6332

お問い合わせ・お申し込み●健康福祉課

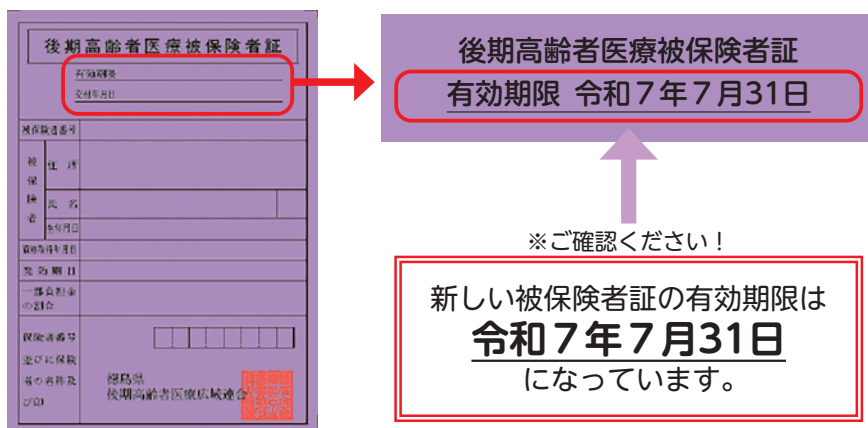
8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「令和6年7月31日」となっている[オレンジ色]の「後期高齢者医療被保険者証」(以下、被保険者証)を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に健康福祉課から、有効期限 令和7年7月31日と記載された新しい被保険者証[むらさき色]をお届けします。

令和6年8月1日(木)～令和7年7月31日(木)までの一部負担金の割合(1割、2割または3割)は、令和5年中の収入や所得に基づき、判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証[オレンジ色]は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。



【一部負担金の割合の判定方法について】

■ 1割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他合計所得金額」が200万円未満は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円未満は1割

■ 2割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額」が200万円以上は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円以上は2割

■ 3割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)
補足②	70歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、そのみなさんとの総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	

※同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税である被保険者の人は、上記の計算に関わらず、負担割合は1割となります。

※有効期限内に世帯構成の変更があった場合、自己負担割合が変わる場合があります。

夏の健康維持は、運動＋栄養＋社会参加で フレイル^{※1}予防×熱中症予防

- ★ 散歩やウォーキングは、暑さを避けて行いましょう。
- ★ マスク着用時は、激しい運動は避けましょう。
- ★ 夏バテ予防にタンパク質(肉・魚・牛乳・大豆など)を摂取しよう。
- ★ 夏野菜も積極的に摂取しよう。
- ★ 喉が渴いていなくてもこまめに水分補給(1日1.2リットル程度)をしましょう。
- ★ 人との交流を大切に！グループ活動ではエアコン使用中でもこまめに換気をしましょう。
- ★ 電話やメールも上手に活用しましょう。

※1 フレイルとは、からだやこころの機能の低下によって、要介護に陥る危険性が高まっている状態



地域おこし協力隊 中村の 佐那河内村 健幸コラム

今回は気にされている人も多いであろう血压についてです。

血压は常に一定ではなく、朝は高め、昼過ぎや夕方が落ち着いているといった「日内変動」があり

ます。寒暖差に伴い、春から夏の気温が上昇している季節は血压がさがり、秋から冬にかけて気温が低下する季節には血压が上昇する傾向の「季節変動」があります。

血压は心臓からビュッと全身に送り出された血液が血管の内側に加えた圧力のことで、正常範囲内が好ましいです。しかし、血管が硬くなったり、精神的スト

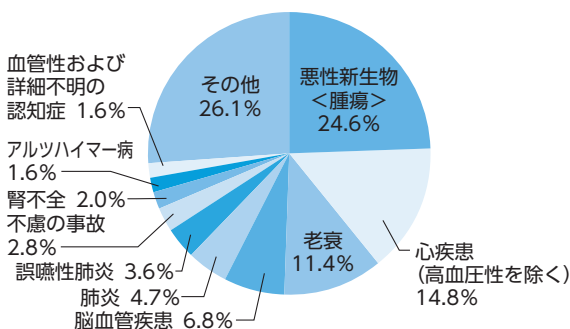
レスなどによって血管が細くなると、血流が悪くなって通るのに大きな力が必要となる高血圧状態となります。高血圧の状態が続くと血管内に傷がつき、そこに血液中のコレステロールなどが付着してより血管内が狭くなり、動脈硬化や狭心症などの病気を引き起こすようになります。

左記グラフは、令和4年の日本の死因割合です、第2位と第4位が血管に関する病気で、2つを合算すると第1位の悪性新生物の割合に到達するほどです。

「人は血管とともに老いる」と言われ、加齢や過食、運動不足などで血管は徐々にしなやかさを失い、硬くなります。血管を柔らかく、若く保つためには日々の運動が重要です。ウォーキングやジョギングといった有酸素運動、ストレッチやヨガなどの柔軟運動も血管を柔らかくする効果があるので日常に取り入れましょう。家の中では階段の上り下りにも効果的な運動になります。また、肥満の人が1kg減量すると、血压は約2mmHg下がるといわれます。運動習慣や日々の食生活・服薬にも気をかけ、長期的な計画で血压のコントロールに励みましょう。また、運動に関して、お医者さんに指示を受ける必要がある人は、かかりつけ医にご相談のうえ、運動を行うようにしてください。



主な死因の構成割合(令和4年(2022))



国保脳ドックについて

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内容で助成を行っています。



対 象 者	本村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人(ただし、2年に1回の助成となります。令和5年度に助成された人は対象となりません。)
期 間	令和6年7月1日(月)から令和6年12月中旬まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負 担 金	3,000円
定 員	全体で30人

※脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

お問い合わせ●健康福祉課

7月28日は世界肝炎デーです!! 「肝炎ウイルス検診を受けて、早期発見・早期治療」

世界保健機関(WHO)は、世界的なウイルス性肝炎のまん延防止や感染者への差別解消などを目的として、7月28日を世界肝炎デーと定めています。

■ウイルス性肝炎ってどんな病気？

肝炎は、肝臓の細胞が破壊され、肝臓に炎症が起きる病気です。日本では、ウイルス性肝炎が大半を占め、特にB型・C型肝炎ウイルスは感染者数が250万人以上にのぼる国内最大の感染症といわれています。肝臓は「沈黙の臓器」といわれ、熱や痛みなどの症状はほとんどなく、気づかないうちに肝硬変や肝がんに進行することがあります。

■一生に一度は肝炎ウイルス検診を受けましょう

早期治療・早期発見のためには検診を受けることが大切です。また、肝炎に感染していても、早期治療で重症化を防ぐことができます。村では、つぎのとおり検診を実施しています。

【健診日程】 がん検診・特定健診日程と同じ

※広報「令和6年度がん検診および特定健診のお知らせ」をご覧ください。

【対 象 者】 ①令和6年度に満40歳となる村民

(昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生まれの人)

②平成14年度から令和5年度までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民

【負 担 金】 300円(ただし、生活保護受給者の人は無料)

【そ の 他】 受診を希望される人は事前予約が必要です。健康福祉課までお申し込みください。

お問い合わせ●健康福祉課

令和6年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和6年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診を希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所(集団健診)

検診日程	検診場所	受付時間
令和6年8月3日(土) 【申し込みは終了しました】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年9月7日(土) 【申し込み期限：8月16日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年10月12日(土) 【申し込み期限：9月20日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年10月22日(火) 【申し込み期限：9月27日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※子宮がん検診および骨密度検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00
令和6年11月16日(土) 【申し込み期限：10月25日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年12月12日(木) 【申し込み期限：11月21日(木)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※頸部・腹部エコー検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00 子宮がん検診は 9:30～11:00

- ※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、各月予約枠15人(先着順)で実施します。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査:負担金3,300円・腹部エコー検査:負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。
- ※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査:負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金(集団健診)

検診日程	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和6年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民(65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	①令和6年度において満40歳となる村民 (昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和5年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民(男性のみ)	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民(女性のみ) ※ 2年に1回の受診が標準です 。原則として、令和5年度に受診された人は、令和7年度に検診を受けるようお願いします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民(女性のみ) ※ 2年に1回の受診が標準です 。原則として、令和5年度に受診された人は、令和7年度に検診を受けるようお願いします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※**12月12日(木)の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診**も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。**村集団健診で特定健診を受診した場合に限り、特定健診のオプション検査として眼底検査・尿蛋白定量検査・推定食塩摂取量測定検査も受診できます。(加入保険の種類を問わず、村民の人は無料でオプション検査を受診できます)**

ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、国保の人は受診券が手元に届いていないので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

胃内視鏡検診について

胃内視鏡検診を指定医療機関(個別医療機関)において、令和6年6月1日(土)から令和7年2月28日(金)まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※ 2年に1回の受診となります 。令和7年度に検診を受けるようお願いします。ご了承ください。	4,100円

自分と大切な家族のために 「終活のすすめ」 ～人生100年時代の過ごし方～

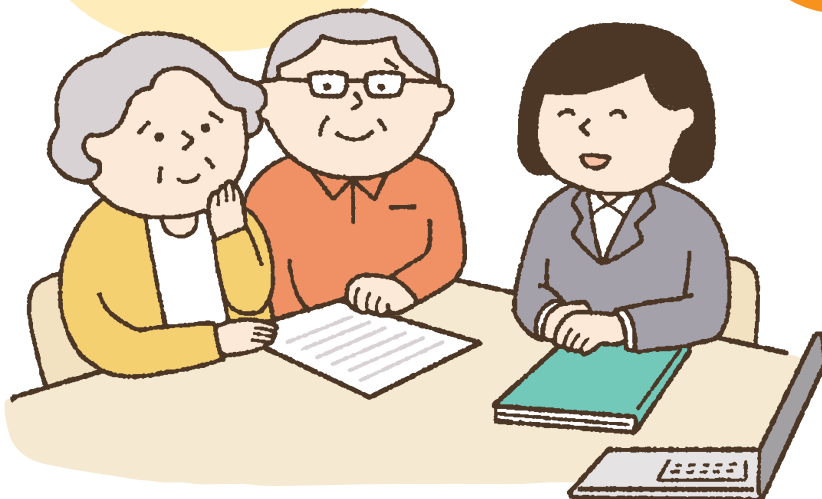
終活ってよく聞くけど具体的に何をすれば良いか分からない、自分はまだまだ関係ないと思っていませんか？しかし、終活を始めるタイミングは早いに越したことはなく、終活を通して生前に自身の意思表示をしていくことは、自分自身だけでなく、残された家族の安心感や負担軽減にもつながります。

今回は終活のうち、成年後見制度と遺言について学んでいきたいと思います。

今から一緒に、人生の終焉に向けて準備を始めてみませんか？

成年後見制度や遺言はどうすればいいの？
何が必要なの？

参加無料
どなたでも
参加できます



日 時 8月22日(木) 14:00～16:00
場 所 役場 大会議室
講 師 特定非営利活動法人とくしま絆ネット
参 加 費 無料
申込期日 8月15日(木)
申込方法 健康福祉課窓口または電話にてお申し込みください。

お問い合わせ・お申し込み●健康福祉課

令和6年度人権大学講座を開講しました

本年度最初の人権大学講座は、手話エンターテインメント発信団 oioi(おいおい)さんを講師とし、「手話が生み出すバリアクラッシュ～きこえる人ときこえない人が共にオモシロがれる世界へ～」をテーマに講演していただきました。

講演では「きこえる人」と「きこえない人」の間にある心のバリア(偏見や誤解など)を壊すため、手話や聴覚障がいについて楽しく学び、理解を深めてもらうことをめざし、トークや手話体験という構成で行われました。手話と体操を掛け合わせたオリジナルパフォーマンスを、全員で、体を大きく使って体験しました。



トークの中で、「きこえない人にはあなたの表情が大切」との説明がありました。無表情ではなく、伝えたい気持ちを表情に表しながら手話で伝えることが大事であることを学びました。

「多くの人に手話を知ってもらい、お互いが歩み寄れる社会を実現したい」という oioi さんの思いが感じられる講演は、参加者の心にしっかりと届いたと思います。

村立図書館の休館と役場庁舎図書コーナーの充実について (お知らせ)

図書館だより
7月号

旧庁舎解体工事に伴い、農振センター内の各会議室および図書館のエアコンが使用不可となります。そのため熱中症などの危険性を考え、9月中旬まで村立図書館を休館とします。

なお、この期間中、役場庁舎の図書コーナーについては、本をさらに充実させ、これまでどおり貸し出しを行いますのでご活用ください。

夏休みに向けた展示とともに、青少年読書感想文全国コンクールの課題図書を取り揃えています。



第49回 ふるさとづくり納涼夏まつり

今年もふるさとづくり納涼夏まつりを開催します！

ステージイベントでは「すだち連」による阿波踊りや、「トクシマインディゴウズ」による演奏、ラーメンのCMでおなじみの「ジャアバーボンズ」のライブステージ、その他にも地域のみなさまのステージが披露されます！

また、ステージイベント終了後は毎年恒例の村を彩る花火も予定しています。みなさまのおこしをお待ちしています。

日時 令和6年8月13日(火) 17:00開演

場所 佐那河内村中央運動公園

※その他詳細は、折り込みチラシ、ホームページなどで随時お知らせします。



お問い合わせ ● ふるさとづくり納涼夏まつり実行委員会事務局(佐那河内村教育委員会内)

学術講演会開催のお知らせ

令和6年度第1回学術講演会を、次の日程で開催します。

日 程：令和6年7月21日(日)10:00~12:00

場 所：佐那河内村役場 村民ホール

演 題：阿波の板碑文化と佐那河内の板碑

講 師：日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員、阿波学会理事、博士(学校教育学)

岡山 真知子さん

岡山さんには、阿波学会考古班で行ってきた調査をもとに、本村の板碑と阿波の板碑、さらには全国的な板碑と比較しながら、板碑とは何か、どのような意義があるのかについてご講演いただきます。

参加無料でどなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。

※令和6年度は第2回を令和6年9月28日(土)、第3回を令和7年1月19日(日)に開催予定ですので、随時ご案内します。

行政座談会を廃止し、 未来の村づくりアイデアを 募集します！



村では、村民のみなさまから意見をいただく目的で、昨年度まで行政座談会を開催していましたが、本年度はより多くの人から村民目線での提案や意見をいただき、村政に反映することで村民のみなさまの声が届く村づくりを実現できるよう、新たに村施策のアイデアを募集するため、次のとおりアイデアボックスを設置します。

設置期間終了後は、用紙を回収し集約を行い、アイデア数(案件数など)、アイデアの概要などを村ホームページで公表します。

設置箇所：村役場 多目的スペース **ピンク色のボックス**
設置期間：7月15日(月・祝)～8月15日(木)
記入方法：村役場 多目的スペースに設置した用紙をご記入後、ピンク色のボックスまでご投函ください。

※本募集はアイデアが実現することを保証するものではありません。

お問い合わせ ● 企画政策課

自主防災組織への助成事業 令和7年度コミュニティ助成事業の募集について

一般財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業として、安全な地域づくりに必要な備品の募集が8月頃に開始されます。ぜひ令和7年度の実施事業としてご検討ください。

募集期間が短いために事前の相談をお願いします。

※令和6年度募集は終了しました。

※申請しました事業に対する助成の採択は、一般財団法人自治総合センターが決定しますので、必ずしも採択されるとは限りません。

事業内容

●地域防災組織育成助成事業(自主防災組織育成助成事業)

【対 象】 自主防災組織が地域の防災活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品は除く)の整備防災資機材である発電機、投光器、防災トイレ、テントなどが対象になります。

【助成金】 30～200万円(税込)

※他にも消防団育成助成事業などの地域防災に必要な設備などの補助を行っています。詳しくは一般財団法人自治総合センターのホームページからご確認ください。

お問い合わせ ● 総務課

村史編纂委員会が発足しました

5月20日(月)に第1回佐那河内村史編纂委員会を開催しました。

昭和63年(1988)に『佐那河内村史続編』が刊行されてすでに36年の歳月が経過しました。そこで、この間の取りまとめや既刊村史の不備等を修正して『新修佐那河内村史』の編纂に取り組むものです。「新ものがたり創出事業」の一環として着手しました。

今後は、村民のみなさまにも「協力委員」としてさまざまなかたちで参画していただく予定にしています。ご協力いただきますようお願いします。



〈佐那河内村史編纂委員会〉

〈敬称略〉

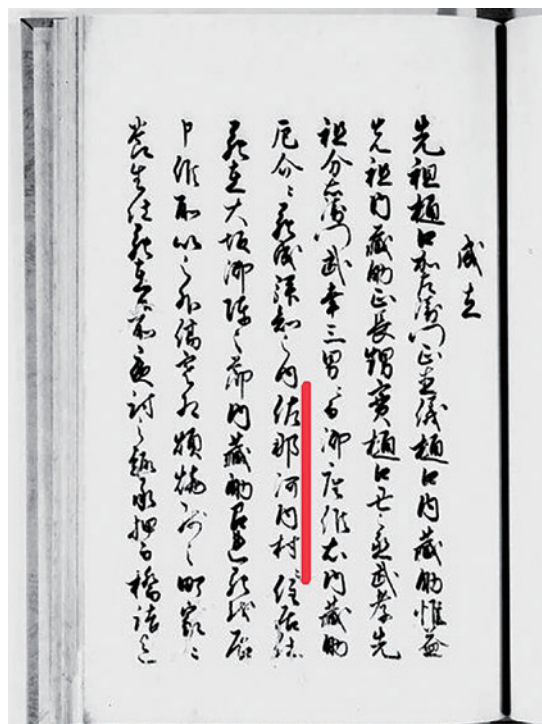
委員長	高橋 啓	鳴門教育大学元学長
副委員長〔地理〕	平井 松午	徳島大学名誉教授
自然〔地学〕	西山 賢一	徳島大学理工学部准教授
考 古	中村 豊	徳島大学総合科学部教授
古代・中世	長谷川賢二	徳島県立博物館前館長
近 世	町田 哲	鳴門教育大学教授
近 現 代	佐藤 正志	摂南大学名誉教授
民 俗	高橋 晋一	徳島大学副学長・総合科学部長

佐那河内 史料散策 その10

天正13年(1585)に長宗我部元親を降伏させた羽柴(豊臣)秀吉は、尾張時代から臣従してきた蜂須賀正勝の子家政に阿波国を与えました。この時に佐那河内村を拝領したのが樋口内蔵助です。

ところで、徳島大学附属図書館に「蜂須賀家家臣成立書并系図」が所蔵されています。これは徳島藩士各家が代々の家督相続者について、召し出された日付や隠居・死亡の期日、役職名や禄高、さらに系図や家紋などを書き上げて藩に提出したものです。天保5年(1834)に作成され、その後文久元年(1861)に書き継がれています。

この「蜂須賀家家臣成立書并系図」には樋口家の家譜も残されており、佐那河内村に居住したことや九州島津攻め、文禄慶長の役、大坂の陣に出陣し、徳川家康から感状を得たことなどが記されています。



名誉村民

山根玉峰

先生

生誕百周年

記念作品展

入場無料

令和6年

8/5・30 (月) (金)

9:00~17:00 (土日祝も開館)

佐那河内村役場
村民ホール

お問い合わせ

■企画政策課



我道一以発之

我道一以発之

米国リンカーン記念
平和勲章授賞時





土日限定で販売しています！



▲柚子巴斯克芝士ケーキ

シフォンケーキは1カット380円で購入でき、毎週味が変わるのでいろいろな味が楽しめます。村民のみなさま、週末に新家でコーヒーを飲んで、柚子巴斯克芝士ケーキやふわふわの無添加シフォンケーキを食べながらゆったりとしたお時間を過ごしてみませんか？

シフォンケーキ▶



地域交流拠点「新家」では、土日限定でザ・パシフィックハーバーの柚子巴斯克芝士ケーキ、ガトーアンジェのシフォンケーキを販売しています。柚子巴斯克芝士ケーキは佐那河内村産の柚子を使用し、クリーミーでさっぱりした柚子の風味が感じられます。1カット500円で購入でき、新家内で食べることもできます。

空き家の無料相談会を開催します！

第2回空き家の無料相談会を令和6年8月7日(水)に開催します。「相続したがそのままにしている…」「実家が空き家になった…」「将来は空き家になるかも…」「相続はどうしたらいいか…」などの心配や不安を各専門家が相談に応じます。空き家には適切な管理が不可欠です。放置をしておいては、たくさん問題が起こります。

ささいな相談でも構いません。この機会にぜひご相談ください。

お申込みは…

一般財団法人さなごうち

地域交流拠点「新家」

電話：636-4030

まで

空き家の無料相談会

第2回
8月7日(水)
開催

- ・現在空き家をお持ちの方
 - ・将来、空き家を所有する不安がある方
- ぜひご相談ください！**

相続や賃貸・売買など、空き家に関する悩みを各分野の専門家（司法書士・不動産鑑定士・建築士）に相談できます。

開催スケジュール

第1回 令和6年6月20日(水)

第5回 令和7年2月2日(日)

第2回 令和6年8月7日(水)

※相談時間は1組30分です。

第3回 令和6年10月16日(水)

①10：00～10：30

第4回 令和6年12月18日(水)

②10：30～11：00

③11：00～11：30

④11：30～12：00

集 会：地域交流拠点「新家」
佐那河内村上字宮前84番地1（地図参照）

会 場：一財）さなごうち事務局（議本部）
※集合場所から財団事務所まで送迎いたします。

申込方法：裏面申込書のお申し込み先に電話、またはFAXにてお申し込み下さい。
※定員は4組で先着順となります。



※第2回以降の日程については村ホームページ等でご案内します。

警察官 B(男性・女性)採用募集のお知らせ

【受 験 資 格】18歳から36歳までの人
(4年制大学などを卒業または卒業見込みの人を除く)
(※年齢は採用日時点)

【受 付 期 間】8月1日(休)～8月26日(月)

【第1次試験日】10月20日(日)

駐在所
だより



水の事故にご注意を！！

一佐那河内小中学校・保育所のみなさんへー

これから楽しい夏休みがはじまります。

川や池の近くで遊ぶときは必ず保護者の人と一緒に行きましょう。

何かご用件のある人はお気軽にお声をお掛けください
駐在所(電話679-2110)へのご連絡をお待ちしています。
なお**緊急の場合は110番通報**をお願いいたします。



スポーツ
クラブ
だより

さなごうち

6/23(日)

上勝クレイン佐那河内が準優勝！

徳島市内で行われたファイティンカップフットサルU12(5・6年生)に、上勝との合同チームで参加を行い、佐那河内からは3人が出場しました。

予選リーグを1位で通過し、決勝リーグでは県大会優勝の藍住北を含む藍住に負けてしまいましたが、見事準優勝を飾りました。



6/29(土)

第40回日清食品カップ徳島県小学生陸上競技交流会・1～4年生短距離記録会に出場！

徳島市内で行われた短距離記録会に小学生4人が出場しました。
全員一生懸命走り、自己ベストの記録を出した子もいました。



8月 教室カレンダー

村民体育館

卓 球
19:30～21:00

バドミントン
20:00～22:00※

中央運動公園グラウンド

サッカー・フットサル
18:30～20:30

※印の種目は活動費が必要です。

- 参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- 日程は変更する場合があります。
- 状況により会場を変更する場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

状況により中止になる可能性があります。

お問い合わせ ● さなごうちスポーツクラブ事務局 電話：679-2855

6/3 伊藤 博美さん 社会福祉の増進に尽くしたものと して、徳島県表彰を受賞

徳島県庁11階講堂で徳島県表彰式が行われ、伊藤博美会長が徳島県表彰規定の社会福祉の増進に尽くした
ものとして、後藤田知事より、徳島県表彰を授与されました。

伊藤会長は、平成20年度より佐那河内村身体障がい者会会長、平成21年度より徳島県身体障害者連合会
評議員、徳島県肢体障害者協会評議員等として、現在も活躍されていることから、多年にわたる障がい福
祉の向上に貢献した功績が認められての受賞となりました。

伊藤会長、おめでとうございます。



第11回 佐那河内村社会福祉大会 表彰推せんについて(案内)

令和6年11月9日(土)開催の村社会福祉大会で社
会福祉事業に従事、または協力援助したみなさま
および、団体に表彰状・感謝状を贈呈します。該
当する個人・団体の推せんをされる人は、推せん
用紙に記入のうえ、提出してください。

受付 7月22日(月)～8月30日(金)まで

推せん用紙などくわしいことは
佐那河内村社会福祉協議会

表 彰 の 基 準

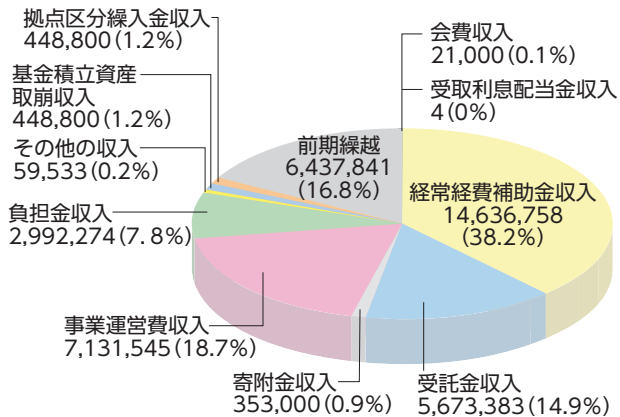
表彰区分	在職・活動年数・その他留意事項	推薦調書様式
民生委員 児童委員	在職9年以上	民生委員 児童委員 功労者

表彰区分	在職・活動年数・その他留意事項	推薦調書様式
社会福祉事業 功労者	社会福祉協議会・社会福祉施設役職員 在職4年以上	社会福祉事業 功労者
	老人福祉活動推進指導者 在職4年以上	//
	母子寡婦・身障害・知的障害者福祉 児童健全育成関係者 在職4年以上	//
	福祉関係団体などの関係者 (団体の長または、その職に準じる職) 在職4年以上	//
社会福祉事業 協力者	社会福祉活動を継続している個人 おおむね5年以上	社会福祉事業 協力者
	民生委員・児童委員として 在職8年以下 おおむね2期	//
自立生活の模 範となる者	障害者、母(父)子家庭および寡婦な どであって他の模範となるもの	自立生活の模 範となる者
在宅介護善行者	おおむね5年以上介護しているもの	在宅介護善行者
社会福祉活動が 特に優秀な団体	おおむね5年以上継続して活動して いる団体およびグループ	社会福祉活動が 特に優秀な団体
感 謝 状	おおむね3年以上継続して活動して いる者 および団体・グループ	社会福祉事業 協力者 協力団体

1. 表彰の対象は令和6年5月31日現在でその職にあるもの、またはあったもの
なお、民生児童委員については令和6年11月30日現在で適用する。
2. 各表彰対象において、複数の候補がある場合は推薦順位を記入のこと。

令和5年度 佐那河内村社会福祉協議会 一般会計決算

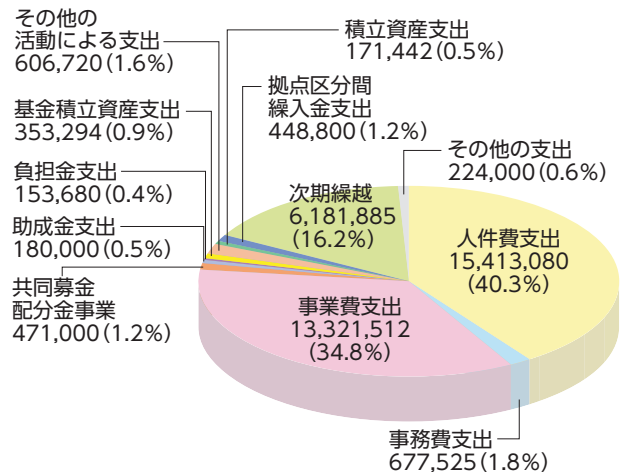
歳入



歳入合計額 38,202,938円

歳出

(単位:円)



歳出合計額 38,202,938円

令和6年3月末 善意銀行残高 18,179,197円 令和5年度 預託件数 8件

歳出

事業費13,321,512円は次のような事業に使われています。

◎地域福祉を推進するための事業

- 心配ごと相談に関する事業
開設日 第2月曜日(祝日は次の日)
- 会食サービス事業(年10回 一人暮らし対象)
- 生活福祉資金に関する事業
- 年賀状の配布
小中学生がひとり暮らし高齢者のみなさまへ毎年賀状を送っています。
- 訪問サービス事業
- 配食サービス事業
- 熱中症計の貸与
- 乳児おむつ助成事業
- 紙おむつ支給事業
- 単身高齢者訪問事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 障害者社会参加事業
障害者が交流し、創作する楽しみ、親睦を深めるために創作教室を実施
- ボランティア推進
- 日常生活自立支援事業
- 学童保育
登録児童数 44人
延べ児童数 6,193人 開設日数264日/年間
- シルバー人材センター事業
会員への配分金(6,491,052円)

献血車がまいります

●日時 令和6年7月23日(火)

採血場所	献 血 時 間
佐那河内村役場	13:00~16:00

ご協力
ください



☆全血車

(400ml 献血のみの受け付けとなります)

♪献血に使用する器材は全て使い捨てです。病気などの感染の恐れは全くありません。

♪より安全な献血のために、受け付け時に確認できるもの(免許証・保険証など)の提示をお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。

佐那河内村地域包括支援センターだより

7
月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体と頭を動かして交流を楽しみましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

日 時	教室名	会 場
7月22日(月) 13:30~15:30	い き い き 体 操 教 室	役場 大会議室
7月23日(火) 10:00~11:00	健 康 料 理 教 室	役場 大会議室
8月9日(金) 10:00~11:00	脳 若 ト レ ニ ン グ 教 室	役場 大会議室

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■電話：679-3383 ■担当：佐々木・加藤・音井

第100回 読み合い朗読会 「伝えたい村の話」佐那河内村史から

- 前号に初代村長吉永富太郎氏を載せました。その功績を称え大宮神社前に石碑が建立されています。原文は村史713頁に記載されています。下記は分かりやすく少し改めたものです。
- 新道記念碑 ●名東郡佐那河内村は木炭などの産地をもって郡中の名だたる村なり。しかし山道が険しく交通が開けず、徳島市にいたる園瀬川の沿道は、左渡右渉という世間に九十九瀬と称して不便このうえなく村民は悩み、明治20年に戸長吉永富太郎氏が奮然と修築に志し、日浦泰蔵・仁木重蔵などと共に寝食を忘れて奔走して、郡の補助2,000円余を得て工費10,000円を村民の労働に使い、明治21年に始め23年に終わる。これをもって一ノ瀬府能間車道貫通して面目一変したが、新道まだ徳島に達せず急坂屈曲が多く、故に村当局は改修に意を決し

て大正6年に起工した。幾多の困難に遭遇したが12年に遂に竣工した。県郡補助55,000余円、総工費123,000余円、府能峠隧道を通して名西線に連絡し鬼籠野徳島港線として県道に編入された。交通運輸が大となり村民みな喜ぶ。

役所村民協同にして公益に尽瘁したるが(労苦を顧みることなく全力を尽くした)この大事を成した。これらの経緯を文に残し後に伝える。

大正14年8月 岡本由喜三郎撰併書
ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。

次回の開催

第101回 8月5日(月)19:30~20:30
場 所 役場 多目的ホール
お問い合わせ 鈴木(090-2156-7935)

さなごうち俳句

GOING SANAGOCHI

石南ひまわり句会

四月十七日 農振センター

幼子が運ぶ抹茶や花の宴

山田サキシロー

春一番勝手に閉じる古き家

西尾 武義

狂言の床踏む響き春嵐

安喜 律子

さくら咲くかぶさるほどに青蓮寺

坂田 小夜

時季めぐり若芽も楽し歌の会

丸野 幸枝

菜の花を茹でる母の背じつと見る

田口 寛子

ちようちようの言葉覚える庭遊び

高橋 仁美

隅々を飛んでみせるは燕かな

山川 恵梨奈



情報ボックス

月	日	行事名	場 所	時 間	備 考
7月	16日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00～ 翌日11:00	
		フレイル予防体操教室	役場 大会議室	13:30～14:30	対象者：医師から運動制限を受けていない人 持参物：運動しやすい服装、水筒など
		離乳食講習会	役場 多目的スペース	10:00～10:30 (受付)	対象者：乳児とその保護者 持参物：母子健康手帳、子どもノート、 バスタオル
		1歳児・2歳児歯科・ 栄養相談	役場 多目的スペース	13:15～13:30 (受付)	対象者：1歳児・2歳児とその保護者 持参物：母子健康手帳、子どもノート、 バスタオル、問診票
	21日(日)	学術講演会	役場 村民ホール	10:00～12:00	
	22日(月)	いきいき体操教室	役場 大会議室	13:30～15:30	対象者：医師から運動制限を受けていない人 持参物：運動しやすい服装・水筒など
	23日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00～ 翌日11:00	
		健康料理教室	役場 大会議室	10:00～11:00	対象者：健康づくりに関心のある人
	29日(月)	粗大ごみ(家電6品目、 畳、布団類)の収集	追上駐車場	15:00～19:00	
	30日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00～ 翌日11:00	
8月	5日(月)	心配ごと相談・行政 相談・人権擁護相談	役場 相談室3	9:00～12:00	
	6日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00～ 翌日11:00	
	7日(水)	粗大ごみ(木製品、プラ スチック類、家電、金属、 ガラス、陶器など)の収集	追上駐車場	16:00～19:00	
	8日(木)	粗大ごみ(木製品、プラ スチック類、家電、金属、 ガラス、陶器など)の収集	追上駐車場	8:30～11:00	
	9日(金)	脳若トレーニング教室	役場 大会議室	10:00～11:00	対象者：65歳以上の人
	13日(火)	第49回ふるさとづく り納涼夏まつり	中央運動公園	17:00～21:15	
可燃ごみ、古紙などの収集は業者が休みのため実施しません					

人のうごき (敬称略)

住民基本台帳登録数

令和6年6月末現在

[人 口] 2,122人 (-5)

[男] 1,036人 (-1)

[女] 1,086人 (-4)

[世帯数] 936世帯 (-2)

※()前月比

企業・個人事業者のみなさま

令和6年度 広報佐那河内・HPの 広告主募集中



＊エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
＊土木工事、建築基礎、左官



株)岡本組
okamoto.gumi
佐那河内村 岡本組

(株)岡本組
佐那河内村上字宮前42-13
☎679-3660/FAX679-3661

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。

有害化学物質非含有の【リボール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】
抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果
アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



一般社団法人 全日本瓦工事業連盟 / 徳島県瓦工事・販売組合 加盟

葺き替え、雨漏り修理、漆喰、瓦製品販売
お気軽にお問い合わせください

山田瓦工業

TEL.088-679-3289



編集後記

あじさい祭りも終了し、大暑を迎えつつあります。

気象庁の3か月予報では、今年の夏も全国的に気温は高くなると見込まれています。

これからの季節は草刈りや海開き、お祭りなどのさまざまなイベントが行われ外出する機会が多いとは思いますが蜂やマムシ、熱中症や水の事故などにはお気を付けてお過ごしください。(後東)

健康づくりの会(食生活改善推進委員)のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.160 夏野菜のスープ



材料(4人分)

かぼちゃ 80g
玉葱 80g
人参 40g
生しいたけ 30g
オクラ 2本
コンソメ 2個
水 3.5カップ
こしょう 少々

作り方

- ①かぼちゃは1口大の大きさに切る。玉葱はくし型、人参は短冊切り、生しいたけはせん切りにし、鍋に水・コンソメ・野菜を入れ煮る。
- ②オクラは塩をふり熱湯でさっとゆで、小口切りにして最後に入れる。

ポイント

- ①野菜はかたい順に入れて煮ます。
- ②オクラはネバネバになるので、最後に入れるようにしてください。

栄養成分

エネルギー	40kcal	たんぱく質	1.3g
脂質	0.3g	炭水化物	8.5g
塩分	1.2g		

各課直通
電話番号

総務課 679-2113
企画政策課 679-2973
教育委員会 679-2817

産業環境課 679-2115
住民税務課 679-2114
消防センター 679-2136

議会事務局 679-2152
保育所 679-2217
救急要請 679-3999

健康福祉課 679-2971
建設課 679-2970